

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 15 日

認定ドナーコーディネーター協議会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

認定ドナーコーディネーターの業務について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」の別添「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第 6 の 2（6）に規定する、臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーター（以下「認定ドナーコーディネーター」という。）の業務内容及び業務手順を別紙のとおりお示しします。

つきましては、認定ドナーコーディネーターの適切な研修の実施について御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の適用日は令和 8 年 6 月 1 日からとします。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室臓器移植係 田中、出内、金村

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mhlw.go.jp